

団信加入希望	
--------	--

住宅資金貸付申込書

会員氏名		所属名		貸付区分	
職員コード		所属コード			
借受申込額	円	借受申込額の内訳		希望する償還回数	
		毎月償還	¥		回
ボーナス償還の借受額 … 借受申込額の2分の1以内 〃 償還回数 … 「毎月償還 ÷ 6」の範囲内		ボーナス償還 <small>(希望する場合のみ記入)</small>	¥		回
申込事由				工事・購入完了予定年月日	勤続年数
				年 月 日	年
給料の月額	給料表	級	号給 (号俸)	円	
	給料月額 × 3/10 =			円	
	給料月額 × 6/10 =			円	
<small>※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付けできません。</small>					
現在の借受状況	借受先	件数	借受額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互助会		万円	円	円
	共済組合		万円	円	円
	厚生財団		万円	円	円
	その他		万円	円	円
	計		万円	円	円
<p>一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受たいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人 氏名 (自筆) 印</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 印</p> <p style="text-align: right;">所属所在地</p> <p style="text-align: right;">所属名</p> <p style="text-align: right;">所属長職氏名 印</p>					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるとき又は、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるときは、新たな貸付はできません。
 また、定年退職予定5年以内の場合または、休職、休業等による無給者の場合は、新たな貸付はできません。
- 2 所定の必要書類を添付してください。
- 3 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。
- 4 工事、借換等が完了したときは、直ちに完了報告書(貸付第2-3号)を提出してください。

事務局受付印

※ 互助会 記入欄			
決定金額 (円)			
毎月償還額			
ボーナス償還額			
貸付番号			

住宅資金について

貸付事由	会員が、自己の住宅の新築、増改築又は金融機関等からの借換えのため資金を必要とするとき。
貸付額	10万円単位で貸付日時点の給料月額×5年後の退職手当支給率（自己都合）+200万円（ただし、1,000万円を限度）以内で契約額の範囲内
利率	年利0.96%
返済回数	毎月償還…240回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能で ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	1日～月末受付…翌月25日送金
提出書類 添付書類	住宅資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「住宅資金貸付申込書（貸付第2号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 資金計画書（貸付第2-2号様式） ○ 別表1に掲げる添付書類
備考	工事完了後は、直ちに完了報告書（貸付第2-5号様式）と別表2に掲げる添付書類を提出します。 定年退職予定5年以内の場合または休職、休業等による無給者の場合、新たな貸付は行いません。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 （一財）新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて

別表 1

区 分		添 付 書 類
住宅	新築 全面改築	1 確認済証の写し等 (1) 建築確認を必要とする地域は、確認済証の写し及び確認申請書の第1面から5面の写し (2) 建築確認を必要としない地域は、建築工事届の写し及び市町村長又は建築主事の発行する建築確認不要証明書の写し 2 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は請書の写しで可) 3 敷地の登記簿謄本の写し(注1) (1) 土地が農地のときは、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し (2) 土地が会員以外の名義の場合は、土地の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式) 4 住宅の平面図(間取りがわかるもの)
	10㎡以上の増築、改築	1 確認済証の写し等(上記参照) 2 工事請負契約書の写し(上記参照) 3 敷地の登記簿謄本の写し(上記参照) 4 住宅の平面図(既存の平面図に改築等の箇所を朱書で表 5 住宅の登記簿謄本の写し 6 住宅が会員以外の名義のとき。 ○住宅の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式) ○会員と住宅の名義人が同居していることを証明する書類(住民票の写し等)
	修理 10㎡以下の増築、改築	1 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は請書の写しで可) 2 住宅の登記簿謄本の写し 3 住宅の平面図(修理等の箇所を朱書で表示) 4 住宅が会員以外の名義のとき ○住宅の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式)
	購入 (土地付住宅、マンション等)	1 売買契約書の写し 2 敷地の登記簿謄本の写し(売主のもの) 3 住宅の登記簿謄本の写し(売主のもの) 住宅が建築中で未登記のときは、確認済証の写し又は検査済証の写し 4 住宅の平面図(間取りがわかるもの) 5 業者代理売買のときは、売買委任状の写し等
敷地	購入	1 売買契約書の写し 2 敷地の登記簿謄本の写し(売主のもの) 3 住宅建築に関する誓約書(貸付第2-3号様式) 4 土地が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し 5 業者代理売買の場合は、売買委任状の写し等
借換		1 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 住宅及び敷地の登記簿謄本の写し(注1) 3 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し(借入日、借入期間、借入金額及び住宅取得に係る貸付けを受けていることが記載してあるもの) 4 返済予定表又は残高証明書 5 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し(返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ) 6 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細(直近1回) 7 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済され、又は返済に充当されたことを証する書類(入金後) 8 抵当権が設定されている場合は、抵当権が抹消されたことが分かる書類(入金後)

(注1) 契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもって「工事請負契約書の写し」に代えることができる。

(注2) 登記簿謄本の写しは、6か月以内に発行されたものとする。

別表2 完了報告書を提出する際に必要な添付書類

区 分	添 付 書 類
新築、全面改築	所有権保存登記後の登記簿謄本の写し又は権利証の写し
10㎡以上の増築・改築	検査済証の写し又は工事引渡証の写し
修理 10㎡以下の増築・改築	領収書の写し
住宅の購入 敷地の購入	所有権移転登記後の登記簿謄本の写し又は権利証の写し 注意事項 ① 住宅の購入の場合は住宅と敷地の両方が必要です。 ② 敷地だけの購入の場合は、5年以内に住宅を建築後、再度完了報告書を提出しなければなりません。